

石教給第30号

令和3年10月29日

石狩市学校給食センター運営委員会

委員長 設楽真奈美様

石狩市教育委員会

教育長 佐々木 隆 哉



学校給食費の改定について（諮問）

下記の項目について、石狩市学校給食センター条例第8条第2項の規定に基づき、諮問いたします。

記

諮問事項 学校給食費の改定について

1 諮問理由

国における消費税率の改定に係る分を除き、平成22年8月1日以降これまで11年以上の間、学校給食費を据え置き、食材の選定や献立の工夫など可能な限り努力を行って学校給食摂取基準に準じた給食を提供してきております。

しかしながら、毎年、食材の価格も値上がりが続けてきており、現状のままでは今後の安定した充足率及び食品構成の維持、安心・安全な給食提供の継続が難しい状況となっていることから、近年の物価上昇に対応して小学1年生から中学3年生まですべての区分において学校給食費の1食単価を改定しようとするものです。

また、これまで学校給食費の改定について定期的に議論する仕組みがなかったことから、今後は5年ごとに主食及び牛乳の価格や副食に係る食材価格の動向を踏まえた学校給食費改定の検討を行おうとするものです。

2 1食単価について

1食単価の改定額

区 分	改定後	改定前	改定額
小学校1・2年生	253円	242円	11円
小学校3・4年生	260円	249円	11円
小学校5・6年生	266円	255円	11円
中学校全学年	326円	320円	6円

3 改定時期について

石狩市学校給食事務取扱要領(平成20年3月31日教育長決定)を改正し、令和4年4月1日より施行します。

また、今後は5年ごとに学校給食費改定の検討を行います。

令和3年11月22日

石狩市教育委員会

教育長 佐々木 隆 哉 様

石狩市学校給食センター運

委員長 設 楽 真奈美



学校給食費の改定について（答申）

令和3年10月29日付け石教給第30号で諮問されたこのことについて、次のとおり答申します。

記

諮問事項 学校給食費の改定について

1 答申

学校給食は、児童生徒の栄養状態に配慮して、心身の健全な発育を促すものでなければなりません。

しかるに、国における消費税率の改定に係る分を除き、前回改定時より11年以上経過し、食材費の高騰等の要因にもより、安心・安全で十分な栄養価を満たす食の提供が困難な状況であることがこの度の調査で明らかになったことから、早急に十分な食材費を確

保できる給食費に改めるとともに、改定後においても定期的に見直しを行う必要があります。

一方、消費税増税や新型コロナウイルス感染症の感染拡大などもあり、昨今の経済状況から保護者の経済的負担の拡大は、可能な限り抑制する必要があることも否めません。

このことから、保護者の経済的負担を考慮しつつも、安心・安全で栄養価の充足を見据えた給食費改定の諮問内容を妥当と判断します。

また、今後は、改定後2年を目途に主食及び牛乳の価格や副食に係る食材価格の動向を踏まえた学校給食費改定の検討をされたい。

なお、審議の過程において、各委員より次の意見・要望がありましたので申し添えます。

- ・学校給食費の改定については、できる限り丁寧に保護者に周知するように努められたい。
- ・今後も各種補助事業の活用に努められたい。